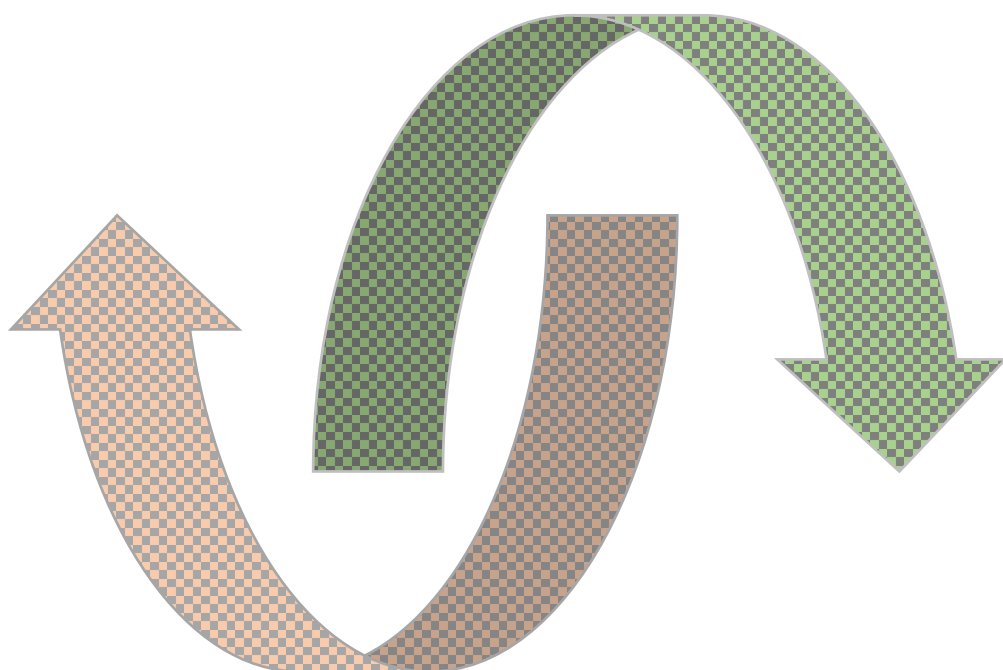


二級建築士・木造建築士 登録申請のご案内



〈宮崎県指定登録機関〉
一般社団法人宮崎県建築士会

〒880-0802

宮崎県宮崎市別府町2-12 宮崎建友会館3階

TEL：0985-27-3425

FAX：0985-27-3698

平成23年4月1日以降、二級建築士又は木造建築士の免許登録申請（新規登録）をする場合や書換え交付申請、再交付申請をする場合には、顔写真付きの携帯型（カード形式）免許証明書が交付されます。なお、携帯型免許証明書の効力は、従来のA4判の免許証と同じです。

また、お手元の二級建築士及び木造建築士の免許証（A4判）も、有料で携帯型免許証明書に変更できます。

二級建築士・木造建築士 登録申請のご案内

■ 申請手続等について

申請手続は、原則、申請者本人による窓口申請となります。ただし、やむを得ない事情がある方や県外居住の方に限り、郵送や代理人による申請を受け付ける場合もありますので、事前にご相談ください。

交付手続は、郵送や代理人による申請の場合でも、原則、窓口において申請者本人へ手交となります。

受 付 日	業務日（本会の指定する休日を除く）
受付時間	午前 9 時 30 分 ～ 午後 5 時（正午～午後1時を除く） ※ 休憩時間及び時間外に受付を希望する場合は、事前にご連絡ください。
申請手続	(1) 本人による申請（原則） (2) 郵送（レターパックプラス《赤》に限る。以下同じ。）による申請 (3) 代理人による申請 【必要書類】 ①代理人の公的な身分証明書（原本。顔写真付きのもの） ②委任状（申請者本人の自署及び押印があること） ③申請者本人の公的な身分証明書（顔写真付きのもの）のコピー ※1 (2)及び(3)の場合、必ず申請者本人が窓口で受け取ることが受理の条件となります。 ※2 (2)の場合、申請受付書を送付するための返信用封筒（110円切手貼付）を同封してください。
交付手続	(1) 本人に手交（原則） (2) 郵送による交付 ※1 (2)の場合、必ず申請者本人が窓口で申請手続を行っていることが条件となります。また、申請の際にレターパックプラス《赤》を提出する必要があります。 ※2 窓口で新しい免許証明書を受け取る際には、通知はがき及び受領印（認印で可）が必要です。 ※3 書換え交付及び再交付の場合は、お手元の免許証（免許証明書）と引き換えになります。

申請書類等を受付けた場合に、提出書類に不備があり受理できないとき、又は審査の結果、免許登録できないときは、提出された申請書類等は事務局に取りに来ていただくか、又は申請書に記載された申請者の住所あてに宅急便（費用は申請者負担）により返却します。

■ 申請手数料について

1. 免許登録申請（新規登録）	24,400円（令和2年以降の合格者の場合） 19,300円（令和元年以前の合格者の場合）
2. 書換え交付申請（登録事項の変更）	5,900円
3. 書換え交付申請（携帯型免許証明書への変更ほか）	5,900円
4. 再交付申請	5,900円
5. 住所等の届出	無 料
6. その他の申請・届出（免許取消申請・死亡等届ほか）	無 料

※「書換え交付申請」と「再交付申請」を同時に申請する場合は、合わせて5,900円となります。

※ 申請手数料は、申請書の提出前に本会の指定する金融機関口座に振り込んでください。振込みに要する費用は、申請者負担となります。

I. 免許登録申請（新規登録）

➤二級建築士名簿又は木造建築士名簿に新規登録を申請する場合

申請書及び添付書類

1. 二級・木造建築士免許申請書（様式第1）〔A4判〕
2. 宮崎県二級・木造建築士免許申請書（新規用）二級・木造建築士住所等の届出 〔A4判〕
3. 合格通知書（設計製図の合格通知書） 〔確認のため原本が必要です〕
※郵送等の場合にはコピーを添付してください。
4. 本籍の記載のある住民票の写し〔発行日から6ヶ月以内のもの〕 ※原本を提出すること。コピー不可
※旧姓併記を希望する場合は、旧姓併記の手続きを経て「旧氏」欄に旧姓が入っている住民票に限ります。なお、住民票とともに戸籍謄本（抄本）又は旧姓併記のあるマイナンバーカードのコピー（個人番号の記載のないもの）を提出することでも可能です。
※外国籍の方は、国籍の記載のある住民票の写しが必要です。
5. 証明写真2枚〔6ヶ月以内に撮影のもの〕
（無帽・無背景・正面上3分身、縦45mm×横35mm（パスポートサイズ））
※本人が確認できる証明写真（裏面に 氏名・撮影年月日 を記入）を2枚ご用意ください。
※申請者自身でプリントする場合は、「写真プリント用紙」に印刷したものに限りです。
6. 申請手数料振替払込請求書兼受領証（24,400円〔令和2年以降の合格者の場合〕
又は 19,300円〔令和元年以前の合格者の場合〕）
※必ず申請者名で納付してください。
※受領証は原本貼付のため返還しませんので、必ずコピーをお手元に残してください。
■払込請求書用紙はダウンロードできません。郵便局備え付け用紙をご利用ください。
振込先

口座番号： ゆうちょ銀行 01740-0-40162
加入者名： 一般社団法人 宮崎県建築士会
7. 本人であることが確認できる公的な身分証明書等（顔写真付のもの）〔確認のために必要です。〕
※郵送等の場合にはコピーを添付してください。
8. 学歴等証明書（令和2年以降の合格者に限る。）
※過去の受験票による受験申込時に学歴等証明書の提出を省略された方は、卒業証明書（平成20年度以前入学）又は指定科目習得単位証明書・卒業証書（平成21年度以降入学）の提出が必要です。
9. 実務経歴書及び実務経歴証明書（様式第1の2、第1の3）（令和2年以降の合格者に限る。）
※学歴だけで登録する（登録時に実務経歴が不要な）方、及び7年間の実務経験のみで登録する方で令和2年以降の初受験時に実務経歴書等を提出されている方を除き、実務経歴書等を必ず提出してください。
※実務経歴書及び実務経歴証明書を提出する際は、勤務先ごと（自営業を含む。）に作成してください。
※実務経歴証明書は、第三者による証明が原則です。なお、虚偽の証明は処分の対象となります。
10. 印鑑（認印で可）〔訂正があった場合に必要です〕

Ⅱ. 書換え交付申請（登録事項の変更）

- 登録事項（姓名・生年月日・性別）を変更する場合
- 免許に記載されている姓名の新字体漢字を戸籍と同じ字形に修正する場合
- 新たに旧姓や通称名（外国人登録済証明書）を併記する場合
- 現在記載されている旧姓や通称名の併記を削除する場合

申請書及び添付書類

1. 二級・木造建築士免許証書換え交付申請書（様式第3）〔A4判〕

※免許証等を紛失している場合は再交付申請が必要となるため、同時に「Ⅳ 再交付申請」を提出してください。その際の申請手数料は、あわせて5,900円となります。

※婚姻又は離別等により姓を変更するときは、新旧の姓が確認できる書類（戸籍抄本等）又は旧姓の記載のある顔写真付きの身分証明書のコピーを添付してください。

2. 宮崎県二級・木造建築士免許申請書（変更用）二級・木造建築士住所等の届出〔A4判〕

3. 二級建築士又は木造建築士の免許証（免許証明書）のコピーとその原本〔照合のために必要です〕

※郵送等の場合には、原本の提出は不要です。

4. 本籍の記載のある住民票の写し〔発行日から6ヶ月以内のもの〕 ※原本を提出すること。コピー不可

※旧姓併記を希望する場合は、旧姓併記の手続きを経て「旧氏」欄に旧姓が入っている住民票に限ります。なお、住民票とともに戸籍謄本（抄本）又は旧姓併記のあるマイナンバーカードのコピー（個人番号の記載のないもの）を提出することでも可能です。併記を削除する場合は、住民票は不要です。

※外国籍の方は、国籍の記載のある住民票の写しが必要です。

5. 証明写真2枚〔6ヶ月以内に撮影のもの〕

（無帽・無背景・正面上3分身、縦45mm×横35mm（パスポートサイズ））

※本人が確認できる証明写真（裏面に 氏名・撮影年月日 を記入）を2枚ご用意ください。

※申請者自身でプリントする場合は、「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限りします。

6. 申請手数料振替払込請求書兼受領証（5,900円）

※必ず申請者名で納付してください。

※受領証は原本貼付のため返還しませんので、必ずコピーをお手元に残してください。

■払込請求書用紙はダウンロードできません。郵便局備え付け用紙をご利用ください。

振込先

口座番号： ゆうちょ銀行 01740-0-40162

加入者名： 一般社団法人 宮崎県建築士会

7. 本人であることが確認できる公的な身分証明書等（顔写真付のもの）〔確認のために必要です〕

※郵送等の場合にはコピーを添付してください。

8. 印鑑（認印で可）〔訂正があった場合に必要です〕

新しい免許証明書の交付は、旧免許証等との引換えになります。交付の際には、旧免許証（A4判）又は旧免許証明書（携帯型）の原本をお持ちください。

ご希望により旧免許証（A4判）は、無効印を押したうえでお返しすることもできます

Ⅲ. 書換え交付申請（携帯型免許証明書・顔写真・講習受講履歴の変更）

- 携帯型免許証明書へ変更（切替）する場合
- 携帯型免許証明書の顔写真を変更する場合
- 携帯型免許証明書（裏面）の講習受講履歴を変更（追加）する場合

申請書及び添付書類

1. 二級・木造建築士免許証書換え交付申請書（様式第3-特）〔A4判〕

※免許証等を紛失している場合は再交付申請が必要となるため、同時に「Ⅳ 再交付申請」を提出してください。その際の申請手数料は、あわせて5,900円となります。

2. 宮崎県二級・木造建築士免許申請書（変更用）二級・木造建築士住所等の届出 〔A4判〕

3. 二級建築士又は木造建築士の免許証（免許証明書）のコピーとその原本 〔照合のために必要です〕

※郵送等の場合には、原本の提出は不要です。

4. 法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）受講修了証のコピーとその原本

※講習受講履歴の記載を希望する場合には、直近に受講した講習修了証の原本が必要です。登録されている情報と相違無いことを確認後、原本はお返しします。

5. 証明写真2枚〔6ヶ月以内に撮影のもの〕

（無帽・無背景・正面上3分身、縦45mm×横35mm（パスポートサイズ））

※本人が確認できる証明写真（裏面に 氏名・撮影年月日 を記入）を2枚ご用意ください。

※申請者自身でプリントする場合は、「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限りします。

6. 申請手数料振替払込請求書兼受領証（5,900円）

※必ず申請者名で納付してください。

※受領証は原本貼付のため返還しませんので、必ずコピーをお手元に残してください。

■払込請求書用紙はダウンロードできません。郵便局備え付け用紙をご利用ください。

振込先

口座番号： ゆうちょ銀行 01740-0-40162

加入者名： 一般社団法人 宮崎県建築士会

7. 本人であることが確認できる公的な身分証明書等（顔写真付のもの）〔確認のために必要です〕

※郵送等の場合にはコピーを添付してください。

8. 印鑑（認印で可）〔訂正があった場合に必要です〕

新しい免許証明書の交付は、旧免許証等との引換えになります。交付の際には、旧免許証（A4判）又は旧免許証明書（携帯型）の原本をお持ちください。

※ご希望により旧免許証（A4判）は、無効印を押したうえでお返しすることもできます＊

Ⅳ. 再交付申請

- 免許証（免許証明書）を汚損した場合
- 免許証（免許証明書）を紛失した場合

申請書及び添付書類

1. 二級・木造建築士免許証再交付申請書（様式第3の2）〔A4判〕

※再交付申請にあわせて登録事項の変更を希望する場合は、同時に「Ⅱ 書換え交付申請」を提出してください。その際の申請手数料は、あわせて5,900円となります。

2. 宮崎県二級・木造建築士免許申請書（変更用）二級・木造建築士住所等の届出 〔A4判〕

3. 汚損した二級建築士又は木造建築士の免許証（免許証明書）の原本 〔照合のために必要です〕

※郵送等の場合にはコピーを添付してください。紛失の場合には、原本の提出は不要です。

4. 証明写真2枚〔6ヶ月以内に撮影のもの〕

（無帽・無背景・正面上3分身、縦45mm×横35mm（パスポートサイズ））

※本人が確認できる証明写真（裏面に 氏名・撮影年月日 を記入）を2枚ご用意ください。

※申請者自身でプリントの場合は、「写真プリント用紙」に印刷したものに限りです。

5. 申請手数料振替払込請求書兼受領証（5,900円）

※必ず申請者名で納付してください。

※受領証は原本貼付のため返還しませんので、必ずコピーをお手元に残してください。

■払込請求書用紙はダウンロードできません。郵便局備え付け用紙をご利用ください。

振込先

口座番号： ゆうちょ銀行 01740-0-40162

加入者名： 一般社団法人 宮崎県建築士会

6. 本人であることが確認できる公的な身分証明書等（顔写真付のもの）〔確認のために必要です〕

※郵送等の場合にはコピーを添付してください。

7. 印鑑（認印で可）〔訂正があった場合に必要です〕

新しい免許証明書の交付は、紛失の場合を除き、旧免許証等との引換えになります。交付の際には、旧免許証（A4判）又は旧免許証明書（携帯型）の原本をお持ちください。

ご希望により旧免許証（A4判）は、無効印を押したうえでお返しすることもできます

紛失した免許証等が見つかった場合は、旧免許証等を10日以内に返納してください

V. 住所等の届出

- 住所・本籍、業務の種別、勤務先の名称及び所在地に変更があった場合
 - ・変更のあった日から30日以内に、免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事（都道府県の区域を異にして住所変更したときは、変更前と変更後の住所地の都道府県知事）へ届出が必要です。
 - ※届出にあたって、手数料は不要です。
 - ※建築士本人が、窓口で申請するほか郵送でも申請することができます。

申請書及び添付書類

1. 宮崎県二級・木造建築士住所等の届出（様式第4）
2. 本人であることが確認できる公的な身分証明書等（顔写真付のもの）〔確認のために必要です〕
※身分証明書等の住所が届出の住所と異なる場合は、変更手続き（裏書き等）後に申請してください。
※郵送申請の場合にはコピーを添付してください。
3. 印鑑（認印で可）〔訂正があった場合に必要です〕

VI. 免許登録証明

- 二級建築士名簿又は木造建築士名簿に免許登録されている証明書の交付を希望する場合
※建築士本人が、窓口で申請するほか郵送でも申請することができます。

申請書及び添付書類

1. 証明願（様式第8）
 - ※同じものを2部（正・副）提出してください。
 - ※必ず、名簿に登録されている建築士本人が申請してください。
2. 二級建築士（木造建築士）の免許証（又は免許証明書）のコピー
※建築士免許証（免許証明証）を紛失している場合は、あわせて「Ⅳ 再交付申請」を行ってください。
3. 本人であることが確認できる公的な身分証明書等（顔写真付のもの）〔確認のために必要です〕
※郵送申請の場合にはコピーを添付してください。
4. 返信用封筒（切手貼付け済み）〔郵送申請の場合〕
5. 交付手数料 400円 ※窓口で現金による納付が可能です。
〔郵送申請の場合〕
 - ※申請手数料振替払込請求書兼受領証を添付してください。
 - ※交付手数料は郵便局備え付け用紙により、必ず申請者名で納付してください。

振込先

口座番号： ゆうちょ銀行 01740-0-40162
加入者名： 一般社団法人 宮崎県建築士会

VII. その他の申請・届出

- 一身上の都合により、免許の取消を申請する場合
- 死亡した場合
 - ・死亡の日から30日以内に知事への届出が必要です。
- 精神の機能障害により、業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなった場合
 - ・30日以内に知事への届出が必要です。
- 失踪宣告を受けた場合
 - ・失踪宣告の日から30日以内に知事への届出が必要です。
- 禁固以上の刑に処せられた場合

建築士法の規定に違反して又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処された場合

 - ・30日以内に知事への届出が必要です。

※申請・届出にあたって、手数料は不要です。

※申請者が窓口で申請するほか郵送でも申請することができます。郵送申請の場合は、申請者の本人確認ができる公的な身分証明書のコピーを添付する必要があります。

申請書及び添付書類

	申請書式	添付書類	その他必要なもの	申請者
免許取消申請	二級・木造建築士 免許取消申請書 (様式第7)	二級・木造建築士免許証 (免許証明書)	申請者の本人確認ができる公的な身分証明書	建築士本人
		本籍記載の住民票の写し (原本)	印鑑(認印で可)	
死 亡 届	死亡等届出書 (様式第5)	二級・木造建築士免許証 (免許証明書)	申請者の本人確認ができる公的な身分証明書	相続人
		本籍記載の住民票除票の写し (原本)	印鑑(認印で可)	
精神機能の障害の届出	死亡等届出書 (様式第5)	二級・木造建築士免許証 (免許証明書)	申請者の本人確認ができる公的な身分証明書	建築士本人及び 法定代理人 若しくは同居 の親族
		医師の診断書	印鑑(認印で可)	
失踪宣告届	失踪宣告届出書 (様式第6)	二級・木造建築士免許証 (免許証明書)	申請者の本人確認ができる公的な身分証明書	戸籍法による 失踪届出義務 者
		本籍記載の住民票の写し (原本)	印鑑(認印で可)	
建築士法第8条の2 第2号の届出	死亡等届出書 (様式第5)	二級・木造建築士免許証 (免許証明書)	申請者の本人確認ができる公的な身分証明書	建築士本人
		本籍記載の住民票の写し (原本)	印鑑(認印で可)	

※外国籍の方は、国籍の記載のある住民票の写し(原本)が必要です。